

中小企業省エネ設備導入促進事業補助金

対象者

- *阿賀野市内に本社または事業所を持つ中小企業者または個人事業主(市内に住所を有する)であること。
- *1年以上事業を営んでいること。 *市税の滞納がないこと。
- *暴力団又は暴力団員等と関係を有しないこと。

補助対象事業

事業所内の既存設備を省エネ設備に更新する事業で、下記の要件を満たすもの。

- ・設備投資総額が20万円(税抜)以上で、令和7年11月30日までに事業が完了すること。
- ・設備の設置場所が市内の事業所内であること。
- ・既存設備よりもエネルギー消費効率が優れている設備を導入する事業であること。
- ・新設の事業所又は既存の事業所への新たな設備の追加を目的とした事業でないこと。
- ・故障した設備の更新等を目的とした事業でないこと。
- ・居住を目的とした居室における設備の更新を目的とした事業でないこと。
- ・更新前後で使用用途が同じであること。

補助対象設備

中古、リース及びレンタルでない設備で、以下のいずれかに該当する設備

- ・国が指定する団体が型番を公表している設備
 - ①高効率空調 ②業務用給湯器 ③高性能ボイラ
 - ④高効率コージェネレーション ⑤変圧器 ⑥冷凍冷蔵設備 ⑦産業用モータ ⑧産業ヒートポンプ
- 詳細につきましては、以下のHPをご確認ください。
- 『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧 令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業
SII一般社団法人環境共創イニシアチブ(<https://sii.or.jp/setsubi06r/search/>)
- ・LED照明器具(小売事業者表示制度における省エネ基準達成率が100%以上のもの)
事業所内に固定して使用するもので、ランプ単体のみの購入を除く

本市産業支援のため、
可能な限り市内業者の
活用をお願いします。

補助金額

補助対象設備総額の2分の1以内の額(上限100万円、下限10万円)

※補助対象設備の経費が、総額20万円未満の場合は申請の対象外です。

※申請は
1事業者
1回限り

申請受付・問い合わせ

令和7年3月19日(水)～令和7年8月29日(金)

※予算上限に達し次第、受付を締め切ります。予めご了承ください。

※交付決定(申請後1～2週間程度を予定)よりも前に導入する設備等については、補助対象設備としませんのでご注意ください。

阿賀野市岡山町10番15号 阿賀野市役所3階 阿賀野市商工観光課 商工振興係
TEL:0250-62-2510

申請の手順

1. 申請者が必要な書類を阿賀野市へ提出します。【受付期間8/29まで】

《提出書類》

- ① 第1号様式 交付申請書
- ② 第2号様式 収支予算書
- ③ 第3号様式 省エネルギー計算書
- ④ 直近の確定申告書又は登記簿謄本(個人事業主の場合は開業届出書の写し)
- ⑤ 設備の仕様等及び見積金額を示す書類(カタログ、見積書など)
- ⑥ 更新前の設備等の設置状況が確認できる資料(写真、図面など)
- ⑦ 省エネ基準達成率が100%以上であることが確認できる資料
(LED照明器具を導入する場合のみ)
- ⑧ その他市長が必要と認める書類(誓約書等)

①～③の様式は、市ホームページより
ダウンロードが可能です。



2. 内容を審査後、市が申請者に対して交付決定通知書を発送します。

3. 設備設置後、実績報告書と請求書を阿賀野市へ提出します。

《提出書類》

- ① 第7号様式 実績報告書
- ② 第8号様式 収支決算書
- ② 設置した設備の写真
- ③ 費用の請求及び支払いを証する書類の写し(請求書、領収書の写し等)
- ④ 第11号様式 補助金交付請求書

4. 市が指定口座へ振込みます。

※以下のような団体は中小企業基本法上の中小企業者に該当しないため、対象外となりますのでご注意ください。

社会福祉法人	医療法人	特定非営利活動法人
一般社団・財団法人	公益社団・財団法人	学校法人
農事組合法人	組合	有限責任事業組合

詳しくは以下のHPをご確認ください。

「中小企業・小規模企業者の定義」

中小企業庁(<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)